

藤枝市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

本実施要領（以下「実施要領」という。）は、藤枝市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託の契約候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

（１）業務名称

藤枝市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託

（２）業務目的

家屋評価システムについて、新たなシステムを導入することにより、事務処理の効率化や統一化及び正確性の向上をより一層進めることを目的とする。

（３）業務内容

別紙 藤枝市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託仕様書のとおり

（４）履行期間

ア 家屋評価システム導入業務委託

契約締結日から令和 7 年 7 月 31 日まで

イ 家屋評価システム保守業務委託

令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日まで

なお、保守業務委託は長期継続契約で実施することとする。

（５）見積限度額

ア 家屋評価システム導入業務委託

6,900,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

イ 家屋評価システム保守業務委託

36,740 円/月（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※見積書はシステム導入業務と保守業務を分けて記載すること。

（６）実施形式

公募型プロポーザル方式

（７）支払方法

ア 家屋評価システム導入業務 完了払い

イ 家屋評価システム保守業務 毎月後払い

（請求があった日から 30 日以内に指定金融機関口座に支払う。）

2 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。
なお、参加申込事業者は、候補事業者決定までの間に、各号に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 当該業務に係る藤枝市業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領（平成6年施行）による指名排除を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 地方税及び国税に滞納がない者。

3 公募型プロポーザルに関するスケジュール

内容	期間
公募開始	令和7年4月11日（金）
質問書の受付期間	令和7年4月17日（木）午後5時15分まで
質問に対する回答の公表日	令和7年4月21日（月）
参加申込書、企画提案書の提出期限	令和7年4月28日（月）午前10時まで
参加資格審査結果の通知	令和7年5月1日（木）
プレゼンテーション審査	令和7年5月14日（水）
審査結果の通知	令和7年5月中旬

※各実施日については、事務の都合等により変更する可能性がある。

※公募型プロポーザルに参加する者で、藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者は次に記載した期限及び場所により当該入札参加資格の認定を受けること。

- ・期限：令和7年4月21日（月）午前10時まで
- ・場所：藤枝市役所西館3階 総務部契約検査課（藤枝市岡出山1丁目11番1号）

4 質問及び回答

本公募型プロポーザルに関する質問は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類
質問書（第1号様式）
- (2) 提出期限
令和7年4月17日（木）午後5時15分まで（必着）
- (3) 提出方法
メール

(4) 提出先

藤枝市財政経営部課税課 (担当：市井)

(電 話) 054-643-3279

(メール) kazei@city.fujieda.lg.jp

(5) 回答方法

市ホームページに質問・回答内容を掲載する。

5 書類の提出

(1) 参加申込書、提案書等の提出

ア 参加申込書 (第2号様式)

イ 宣誓書 (第3号様式)

ウ 業務実績調書 (第4号様式)

エ 実施体制調書 (第5号様式)

オ 会社概要 (様式は任意)

カ 提案書 (様式は任意)

キ 藤枝市家屋評価システム機能要件確認書 (別紙1)

ク 実施スケジュール (様式は任意)

ケ 見積書 (明細書も添付。様式は任意)

コ パワーポイントデータ (プレゼン時使用する場合)

(2) 提出期限

令和7年4月28日(月) 午前10時まで(必着)

(3) 提出方法

メール

※提出書類のデータ容量が5MBを超える可能性がある場合には、事前に電話等により連絡をした上で、指示に従い提出すること。

(4) 提出先

藤枝市財政経営部課税課 (担当：市井)

(電 話) 054-643-3279

(メー ル) kazei@city.fujieda.lg.jp

(5) 留意事項

ア 本公募型プロポーザルに関する説明会は実施しない。

イ 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提出後の書類の追加、修正等は原則認めない。提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分留意すること。

ウ 提出書類をメール送信する際には、件名を「藤枝市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託に係る書類提出(〇〇)」(〇〇は事業者名)とし、提出期限に必着とすること。また、メールを送信した旨を電話連絡すること。

6 選定方法

(1) 参加資格審査

参加資格審査は、本公募型プロポーザルに参加申込みをした者から提出された書類によって、実施要領2で定める参加資格を満たすか、藤枝市家屋評価システム導入業務委託及び保守業務委託公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）事務局が書類審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和7年5月14日（水）午後1時30分から 順次実施

※実施時間は参加事業者に別途連絡する。

イ 会場

藤枝市役所西館5階 第3、4委員会室（藤枝市岡出山1丁目11番1号）

ウ 所要時間

提案の説明10分以内・提案に対する質疑応答10分以内

実機でのデモンストレーション20分以内（質疑応答も含む）計40分以内

※説明準備は説明時間に含めない。

※説明が制限時間を超えた場合、途中でも終了とする。

エ 説明方法

説明者は、本業務に携わる担当者3名以内とし、説明は企画提案書等に従い、簡素明瞭に行うこと。追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明は可能とする。この場合、パソコンは参加事業者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは藤枝市が用意する）

オ 評価項目及び評価基準

別表1のとおり

カ 候補事業者の選定

候補事業者の選定は、企画提案の内容、業務の工程や実施体制等を総合的に判断し、別表1に基づき審査委員会の各審査委員が評価した点を合計して行うこととし、最も評価点の高い提案事業者（以下「最高得点者」という。）を審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決め、候補事業者を決定する。

また、業務の質の確保を図るため、提案内容に対する評価点の合計が配点合計の60%に満たない場合は、原則として候補事業者として選定しない。

7 参加申込者の失格要件

参加申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加申込者は失格とする。

- (1) 応募資格を満たさない事業者又は候補事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった事業者の場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査内容に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- (4) 実施要領で示された提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (5) その他実施要領に示す諸条件若しくは指示した条件に違反した場合

8 提案書等の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製をすることができる。
- (3) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して通知する。

参加資格審査においては、参加資格審査結果通知書（第6号様式）にて通知する。

プレゼンテーション審査においては、公募型プロポーザル方式審査結果通知書（第7号様式）にて通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

なお、公表内容は、以下のとおりとする。

- (1) 最高得点者の名称
- (2) 全参加事業者の名称
- (3) 審査項目及び配点表
- (4) 全参加事業者の評価点

10 契約の締結

藤枝市は候補事業者と協議し、提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

なお、契約にあたっては、提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は実施要領2に掲げる条件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者を候補事業者に選定する。

11 その他留意事項

- (1) 提出された書類及びデータについては返却しない。
- (2) 提出する書類の作成、提出及びヒアリングにかかる費用は参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、無断で本公募型プロポーザル以外の用に使用しない。
- (4) 本業務の目的を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、事業者の専門性を活

かした指摘や提案に努めること。

- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (6) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (7) 家屋評価システム保守業務委託に係る契約は、長期継続契約であり、予算に減額又は削除があった場合、藤枝市は契約を変更し、又は解除することがある。
ただし、契約の変更又は解除により、契約者に損害を生じさせた場合には、契約条項に従い損害を賠償する。

12 問合せ先

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市財政経営部課税課（担当：市井）

（電話）054-643-3279

（メール）kazei@city.fujieda.lg.jp

別表 1

審査項目	審査の視点
提案書	○本市が考える家屋評価システム導入の目的を理解した上で、提案の基本方針が記載されているか。
	○本市が指定する期間内に本業務を効率よく完了できるよう、実現可能な工程や提案が明示されているか。
	○バージョンアップ、評価替え、基幹システムの標準化、クライアントパソコンの更新に速やかに対応できるか。
	○保守・評価サポート体制、操作研修の内容等が本市にとって有効かつ、効率の良いサービスとなっているか。
	○個人情報の取り扱いは適切か。
	○情報セキュリティ対策は有効かつ信頼性があるか。
デモンストラ ーション による 実機評価	○同種の業務の履行実績及び他自治体での実績が十分か。
	○効率的で妥当な経費により積算されているか。
	○別紙 1「藤枝市家屋評価システム機能確認書」に示した要件を満たしているか。※「◎」の数や提案内容を含め総合的に評価する。
	○タブレットを使用した現地調査について、職員が理解し易い画面構成や仕組みとなっているか。
	○システムの操作は容易に理解でき、業務の効率化が期待できるものか。
	○適切かつ効率的に評価計算を行うことが可能か。
合計 100点	